シャインと輝く果樹産地育成事業実施要領

令和４年３月２８日決裁

第１　趣　旨

　　　本県では、近年気候変動の影響が顕在化しつつあることを踏まえ、果樹の高品質安定生産の確保とともに、新規作目や品種の導入等の対策の推進により、温暖化に適応した果樹農業の振興を目指している。

　　　これを実現するため、温暖化に対応しかつ収益性の高い、シャインマスカットやこれと同等の収益性を有するぶどう（以下「シャインマスカット等」という。）の生産に必要な雨よけ施設の導入を支援し、産地育成を推進しようとするものである。

第２　事業内容

１　事業実施主体、採択要件等については、別表１に定めるとおりとする。

２　本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年後とする。

第３　事業実施の手続

　　１　事業実施要望の提出

　　（１）事業実施主体は、様式第１号により実施要望を作成し、事業実施主体の代表者の居住地（所在地）の市町村長に提出するものとする。

　　　　　なお、交付等の実施は原則として市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。）を経由するものとする。

　　　　　ただし、事業実施主体が、複数の市町村における広域的な取組を行う場合にあっては、事業実施の具体的な推進体制が整っており、団体の規約により責任の所在が明確であって、事業実績報告や実施状況報告の提出、補助対象財産の処分制限期間内における適切な利用等、事業の着実な履行が担保される場合、知事への協議を経て必要と認められた場合に限り、市町村長を経由せずに知事へ提出できるものとする。

　　（２）市町村長は（１）の実施要望を取りまとめ、様式第２号により知事に提出するものとする。

　　（３）（２）の市町村は、本事業の実施について、関係市町村と連携を図るものとする。

　　２　予算の配分

　　　　知事は、１により提出のあった実施要望について、別表２，３に基づき予算を配分し、その結果を市町村長に通知するものとする。

　　３　事業実施計画の承認

　　（１）事業実施主体は、様式第３号により事業実施計画書を作成し、市町村長（または知事）に提出するものとする。

　　（２）市町村長は、(1)の事業実施計画を取りまとめ、様式第４号により知事に提出するものとする。

（３）知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

　４　実施計画の変更

　　　　事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、３に準じて知事の承認を受けるものとする。

　　（１）事業の中止又は廃止

　　（２）事業取組主体の変更

　　（３）事業費の３０％を超える増減

　　５　事業の着手

　　　　事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

　　　　ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

　　　　この場合、事業実施主体は、あらかじめ、様式第５号の交付決定前着手届を、市町村長を経由して知事（または知事）に提出するものとする。

第４　助成

　知事は、この事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、別表１と２に定めるところにより助成するものとする。

第５　事業報告等

　　１　事業実施状況の報告

　　（１）事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第６号により、翌年度の５月２０日までに市町村長（または知事）に提出するものとする。

　　（２）市町村長は、(1)を取りまとめ、様式第７号により、翌年度の５月末日までに知事に提出するものとする。

　 ２　事業遂行状況の報告

　　　　知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第６　事業の実施期間

　　　この事業の実施期間は、単年度とする。

第７　その他

　　　事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。